

水巻町地域公共交通計画（別冊）

令和7年6月

水 巻 町

第1章 水巻町地域公共交通計画【別冊】の概要

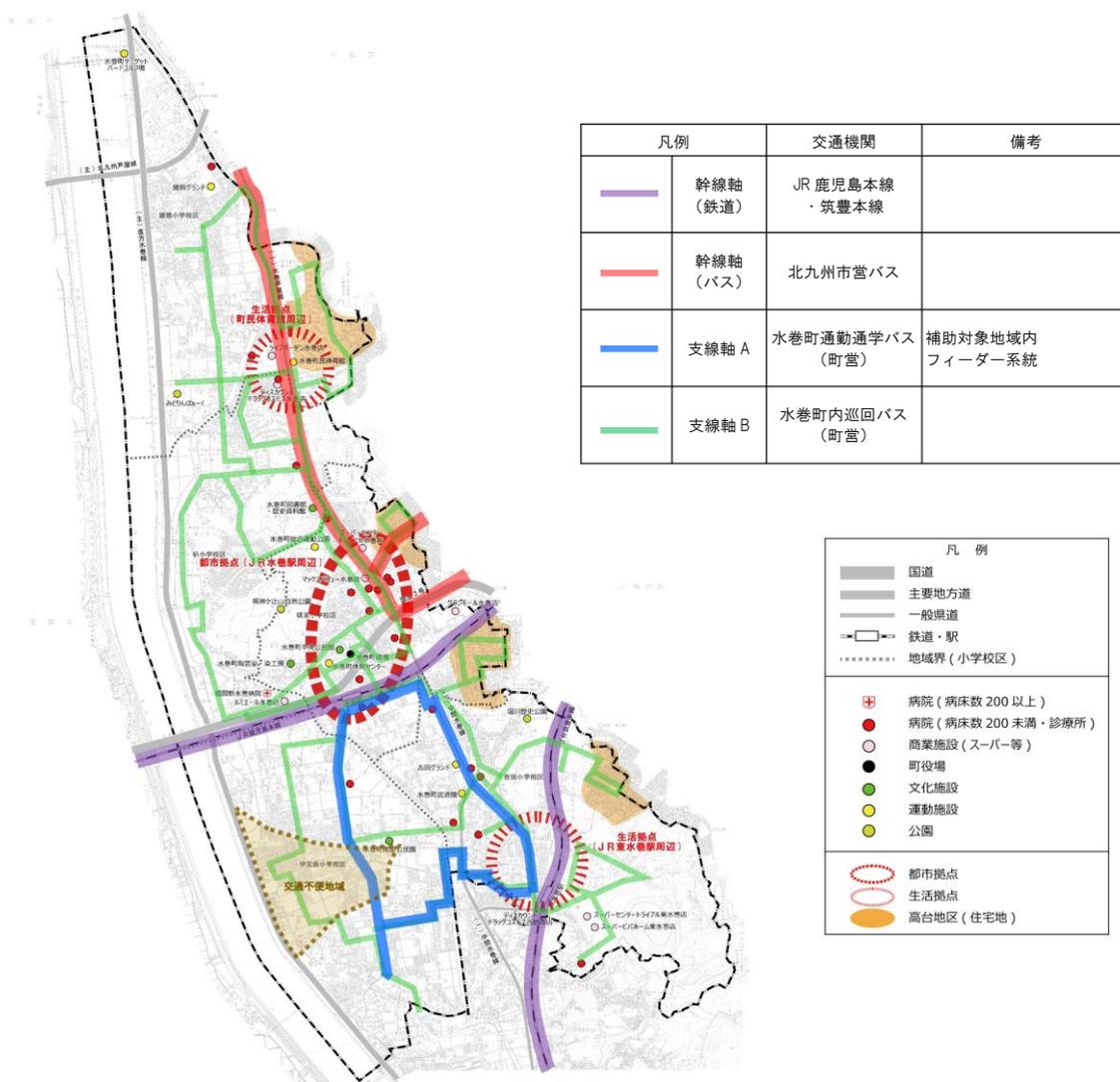
1-1 制定の経緯

国土交通省では、地域公共交通の維持に関する支援として、「地域公共交通確保維持事業」に基づいた各種補助制度を展開していますが、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正の際、地域公共交通計画における補助系統等の位置づけを補助の要件とすることとしました。

本別冊は「地域公共交通確保維持事業」により運行を確保・維持する運行系統の地域公共交通における位置付けや役割、同事業の必要性、当該系統の事業概要などを取りまとめ、水巻町地域公共交通計画の別冊として制定するものです。

1-2 対象路線

本冊では、水巻町内を運行するバス交通全般を対象とします。



▲ 水巻町の地域公共交通ネットワーク図

1-3 対象期間

本冊の対象期間は、「水巻町地域公共交通計画」の計画期間と同様に、令和10年度(2028年度)までとします。なお、期間内においても必要に応じて見直し、修正を行います。

第2章 水巻町内を運行する公共交通

2-1 水巻町内を運行する公共交通

市内の公共交通ネットワークを形成する交通モード、交通事業者、主な路線等（地域公共交通確保維持事業により運行を維持・確保するものも含む）は以下の通りです。

▼水巻町内を運行する公共交通の一覧

交通モード		運行事業者	主な路線・運行エリア
鉄軌道		九州旅客鉄道株式会社	鹿児島本線、筑豊本線
路線バス		北九州市交通局	町北部地域から JR 折尾駅周辺
コミュニティ交通	水巻町通勤通学バス	水巻町 ※有限会社遠賀観光バス に委託	町南部地域
	水巻町内巡回バス	水巻町 ※有限会社遠賀観光バス に委託	町内全域

第3章 地域公共交通確保維持事業を活用して運行を維持する系統

3-1 系統一覧

水巻町において、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用して運行を維持する系統は以下のとおりです。

▼補助事業を活用して運行する公共交通（地域内フィーダー系統）

実施主体	水巻町 ※有限会社遠賀観光バスに委託
運行系統名	水巻町通勤通学バス
起点	水巻駅南口
経由地	東水巻駅
終点	水巻駅南口
事業許可区分	自家用有償旅客運送
運行形態	路線定期運行
補助事業活用	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
役割	町南部地域の住宅地・集落地から JR 水巻駅・東水巻駅に接続し、主に町外への通勤・通学者に対する駅までの移動手段を提供する役割を担う。

※地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の必要性
水巻町通勤通学バスは、令和7年3月末で廃止された旧北九州市営バス南部循環線の代替バスとして、令和7年4月から実証運行を開始したものである。当該バス路線の沿線地域は近年宅地開発が進んでおり子育て世代の転入も多い地域であるが、当町が北九州市のベッドタウンとして発展してきた経緯から JR 水巻駅を利用した北九州市方面への通勤通学ニーズが高く、住宅地から駅に接続するバス路線は今後も欠かせないものである。一方で、自治体やバス事業者の運営努力だけでは路線維持が難しく、公共交通確保維持事業により同路線の運行を確保・維持する必要がある。

3-2 フィーダー系統の定量的な目標・効果とその評価手法

数値目標	データ取得方法	現況値	目標値
年間利用者数	運行委託事業者からの報告書により毎年計測	8,394人	10,500人
収支率	町一般会計決算より毎年整理	10.2%	12.7%